

事 務 連 絡
平成 29 年 5 月 29 日

都道府県
各 指定都市 社会福祉法人担当課（室）御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

新たな貸付制度の会計処理に関する基本的な考え方について

社会福祉法人の会計処理については、社会福祉法人会計基準（平成 28 年厚生労働省令第 79 号）（以下「会計基準」という。）に基づき、行われることとなりますが、当省の事業として、社会福祉協議会等（以下「社協等」という。）が行う各種貸付金事業（介護福祉士修学資金等貸付事業、保育士修学資金貸付等事業、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業）に関する会計処理については、事業の性格及びこれまでの社協等における経理処理を考慮し、当面の間、下記のとおり取扱うこととする。

また、詳細については、別添のとおり社会福祉法人全国社会福祉協議会から新たな貸付制度の会計処理に関する基本的考え方が示されたことから、関係機関に対しこの基本的考え方に沿った会計処理を実施するよう周知願います。

なお、本取扱いについては、原則平成 28 年度決算より実施することとするが、会計処理を円滑に進めるに当たって支障をきたす場合は、平成 29 年度補正予算において所要の勘定科目の変更を行い、平成 29 年度決算より実施することも差し支えないものとする。

記

各種貸付金事業にかかる補助金の受け入れについては、会計基準第 6 条第 2 項に定める「国庫補助金等特別積立金」として計上するとともに、中区分として、通常の施設及び設備の整備にかかる補助金としての「国庫補助金等特別積立金」とは区分し、「国庫補助金等特別積立金（〇〇貸付）」として計上すること。